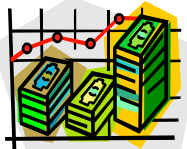


今年も残すところあとわずかとなりました。今年には弊社には大変辛く悲しいことがありました。しかし皆様のご好意に支えられ何とか乗り切ることができました。あらためて感謝申し上げます。

さて、今回も好評につき??最近話題になった経済ニュースを取り上げました。来年の日本経済の予測に役立つようなニュースや話題を集めてみました。皆様の参考になれば幸いです。

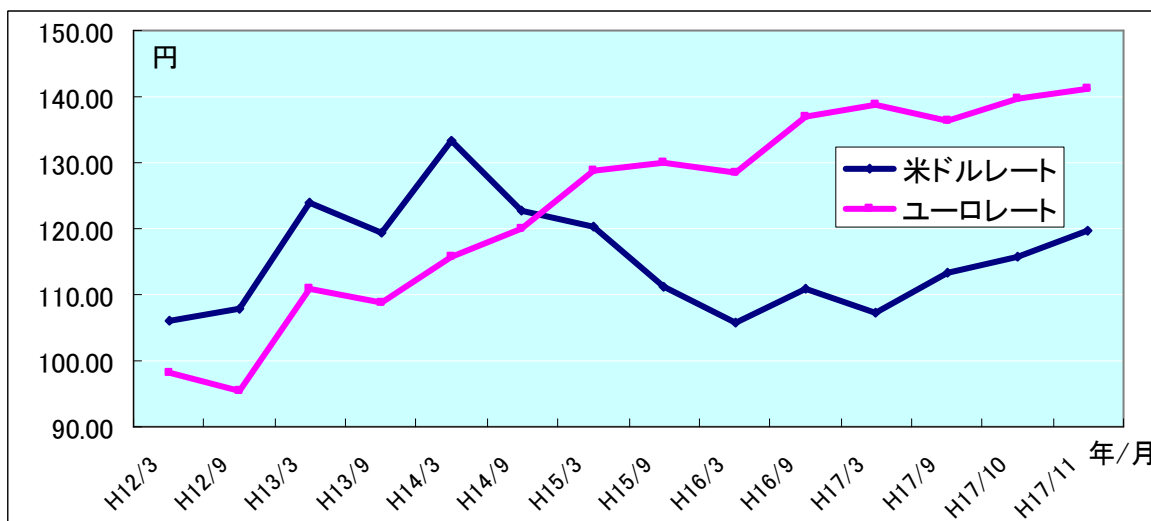


ニュースから学ぶ日本経済入門Ⅱ

Q. 為替レートの円安が日本経済に与える影響は??

最近、為替レートが円安傾向になっています。日本の株式市場は好況で外国投資家の資金もかなり流入していると言われますが、一般的には金利の高い米国や欧州に資金が集中しているようです。また米ドルほど注目されませんが、ユーロもかなりの円安が進んでいます。

● 最近の為替レートの推移



◆ 円高・円安のメリット・デメリット

	円高時	円安時
輸出中心企業	×	○
輸入中心企業	○	×
外国への旅行	○	×
外貨預金	新規取り組みは○ 解約は×	新規取り組みは×
		解約は○

◆ 円高・円安の影響をあまり受けないのは…

① 現地生産企業

⇒自動車メーカーや電器メーカーなどが海外現地生産を行うのは、貿易摩擦の解消と共に為替レートの影響を排除する目的もあります。



② 金融機関

⇒為替レート変動の影響をできるだけ避けるために、高度な計算を行っています。例えば単純な例として、外貨建資産と外貨建負債を同額持てば、為替変動の影響は排除できます。

Q. 平成 18 年度の税制改正の動向は？またその影響は？

12 月 15 日に平成 18 年度税制改正案が自民党・公明党から公表されました。増税案が多く、私たちの家計に大きな影響をもたらしそうなのが目立ちます。さらに 19 年度に消費税を含め税制を抜本改革する予告？もされています。

● 平成 18 年税制改正のポイント（個人関連）

改正内容	喜ぶ人 	悲しむ人 
所得税率の見直し (平成 19 年より)	給与収入が約 400 万以下の人 (税率 10%→5%)	左記以外（概ね 3%程度税率 が上がることに）
定率減税の廃止	—	全員
地震保険料控除 & 耐震改修税額控除の創設	耐震偽装マンション住民	—
酒税の見直し	日本酒（清酒）党 ウイスキー党 (これらは税率引き下げ)	焼酎党、ワイン党 第 3 のビール党 (これらは税率引き上げ)
タバコ税	嫌煙派	愛煙家
長者番付（公示制度）の廃止	お金持ち	一般大衆やマスコミ

● 平成 18 年税制改正のポイント（法人関連）

■ 交際費の損金不算入制度の一部見直し

→一人当たり 5,000 円以下の飲食費については交際費の範囲から除外される

■ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（いわゆる 30 万円未満全額償却）

→少額減価償却資産の取得価額の上限が 300 万円までに

■ IT 投資促進税制の廃止

→現制度の期限は平成 18 年 3 月末です。パソコンやソフトウェアはそれまでの購入をお勧めします。

■ 役員報酬・役員賞与の損金算入規定の見直し

まだ、与党案の段階であり、今後の国会審議で修正される可能性もありますのでご留意ください。また詳細については、正式決定後に清友会計舎通信にて特集する予定です。

Q. 税務申告書の期限後提出のペナルティが緩和されました（案）。

関西電力事件（注 1）を契機に、納期限までに税金相当額は納めているが、税務申告書の提出を忘れていた場合に、納期限から 2 週間以内に申告書を提出すれば無申告加算税を課さないと改められました。

（注 1）関西電力事件とは

平成 14 年度消費税確定納付分 247 億円について、税金は納期限である平成 15 年 5 月末日までにきちんと納付したが、消費税申告書を担当者が机の中に保管したまま提出を忘れてしまい、期限後の 6 月 13 日に提出した。これについて、税務署は「無申告加算税」としてなんと 12 億円!!（無申告加算税は 15%）の賦課決定をした。同社は期限内に税金相当額を納付していることから、ペナルティが重過ぎるとして処分の取消しを求め行政訴訟を起こしたが、結局敗訴した事件。

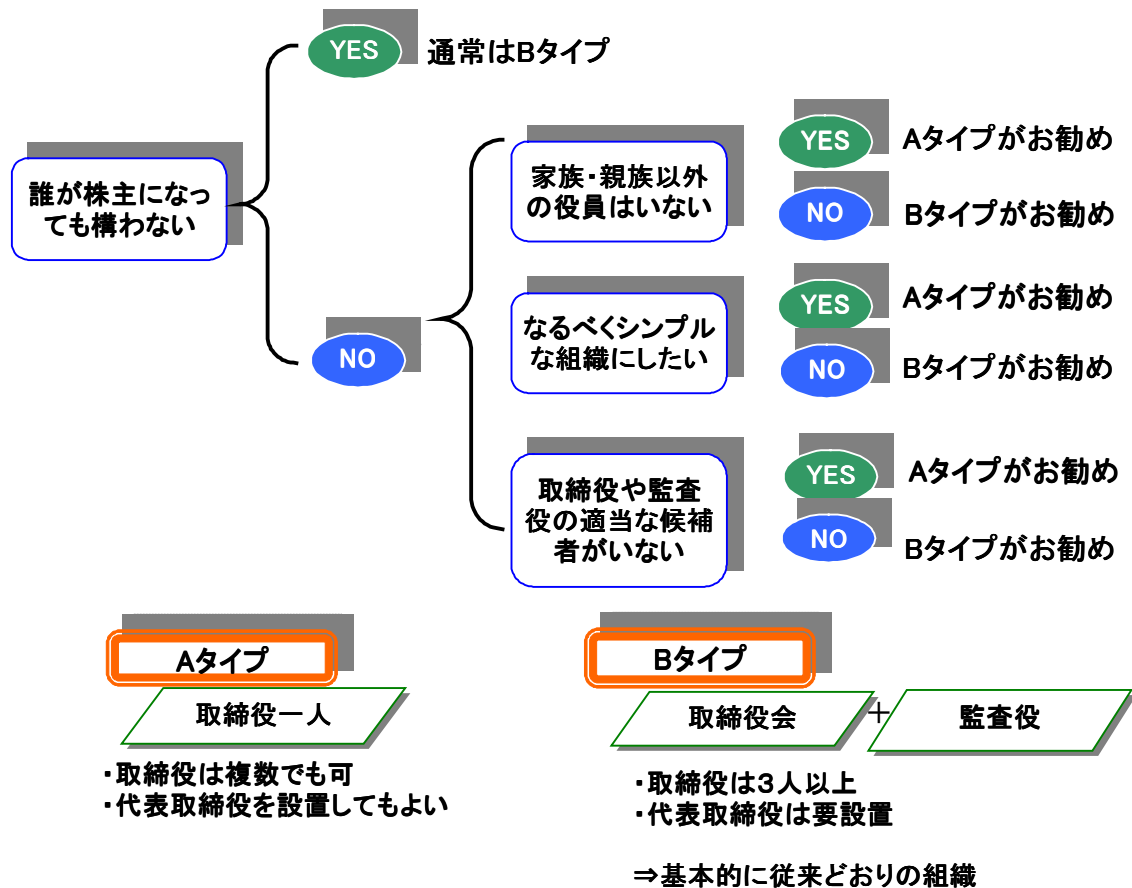
（裏面へ続く）

Q. 来年、いよいよ新会社法スタート。本当に取締役会や監査役を設置しなくていいの？

6月に発行した当社通信第13号で、来年からスタートする新会社法を説明したのを覚えていらっしゃいますか？当初は平成18年4月1日スタート予定だったのが少し遅れて5月頃になりそうです。新会社法がスタートすれば監査役を置かなかつたり、取締役一人だけの会社にすることが可能になります。

● 株式会社のお勧め機関設計パターン

(株式会社または有限会社から株式会社への変更を考えている場合)



Q. 現在は有限会社です。引き続き有限会社の予定ですが、届出や定款変更は必要ですか？

新会社法施行後も有限会社の存続は可能です。また法務局等への届出や定款変更の必要はありませんのでご安心ください。一方で、株式会社への変更も比較的簡単にできます。下に有限会社制度のメリットとデメリットをまとめました。株式会社への変更をご検討される方は当方までご連絡下さい。

➡ 有限会社制度のメリットとデメリット

(有限会社のメリット)

- 役員改選が不要 (株式会社なら2年ごと (10年まで伸長可) に改選・登記が必要)
- 公告が不要 (株式会社なら公告が必要、現行商法では有名無実化していますが、新会社法では公告の取扱いが強化されるかもしれません)。

(有限会社のデメリット)

- 資本金が最低でも300万円必要
- 出資者は50人以下でなくてはならない。
- 今後『有限会社』の商号は古めかしさや時代遅れの印象を持たれかねない。
- 配当が1回しか出来ない (新会社法上の株式会社では年に何回でも配当が出来る)

Q. 利益の処分に関する議案（通称、利益処分案）が廃止されると聞きましたが、本当ですか？

利益処分案がなくなり、新会社法では『株主資本等変動計算書』なる計算書類が登場いたしました。先日12月9日に、ついに『株主資本等変動計算書』の内容が明らかになりました。

- 『株主資本等変動計算書』は平成18年5月決算会社から作成開始となります。紙面の関係上、様式や記載内容については今回割愛させていただきます。当社では『株主資本等変動計算書』についてすでに研究を開始しており、平成18年5月以降直ちに対応できるよう準備をしております。またこれに伴う新たな会計処理等は特に必要ありませんのでご安心下さい。

またこれに関連して、次のような変更もありますので、ご注意下さい。

- ① 貸借対照表の『資本の部』が『純資産の部』と改称され、科目名が見直しが行われた。
- ② 損益計算書の当期純利益より下の箇所（前期繰越利益や当期末処分利益）の記載が不要になった。つまり損益計算書の一番下は当期純利益（または当期純損失）となる。

⇒いずれも平成18年5月決算会社から適用となります。

さて、去る平成17年12月15日に、福山地区の税理士会の研修会において、私が『税理士業務に役立つ新会社法』と題して講師を担当いたしました。その際に使用した研修資料も当社にありますので、入手をご希望の方はご連絡下さい。また新会社法施行までの間にセミナーを行ったり、個別相談に応じたりいたしますのでご要望あればお伝え下さい。

（終わりに）

以上、いかがでしたでしょうか。先月の通信作成時には15,000円を下回っていた日経平均株価はその後も上昇を続け、一気に16,000円に手の届くところまで上昇しています。同時に円安の進行で輸出企業の業績改善などで、久しぶりに明るい希望を感じながら新しい年を迎えることができそうです。しかし、今回紹介した増税に加え、再来年には大本命『消費税率アップ』は確実の状況です。前号の繰り返しになりますが、安易に増税をするだけでなく、私たちの身近な生活面が暮らしやすくなるよう、国や地方自治体は真剣に対策を考えて欲しいと思います。

さて、今年は全11回の清友通信を発行いたしました。年の初頭の第8号で今年目標として通信の毎月発行を掲げましたが、回数からいけば何とか及第点は取れたのではないのでしょうか。しかし内容的にはまだまだ改善の余地があります。皆様からの意見や講評をもとにより良い紙面づくりに務めます。

（バックナンバー）

月	テーマ	担当者（予定）
第8号（1月）	『経営計画』の奨め	日下 真吾
第9号（2月）	確定申告Q&A	森下 裕子
第10号（3月）	個人情報保護の保護対策	藤井 義久
第11号（4月）	平成17年度税制改正特集	森下 裕子
第12号（5月）	いま、そこにあるM&A	篠原 俊吾
第13号（6月）	何が変わる？新会社法入門	日下 真吾
第14号（8月）	相続税 入門	篠原 俊吾
第15号（9月）	経理の常識？非常識？	森下 裕子
第16号（10月）	資金繰りの正体！？	藤井 義久
第17号（11月）	ニュースから学ぶ日本経済入門	日下 真吾
第18号（12月）	ニュースから学ぶ日本経済入門Ⅱ	日下 真吾

（文責 公認会計士・税理士 日下真吾）